

交通政策審議会令の一部を改正する政令案要綱

第一 海事分科会の所掌事務に障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により交通政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする事。

(附則関係)